



## 5つの誓いで交通安全を!!

### 井小交通少年団が結成

3月1日、井関小学校の全児童230人による交通少年団の結成式が同校講堂で行われました。

この交通少年団結成の目的は、交通事故が起きないように交通徳を守ろうというもので、吉敷郡内で4番目、本町では初めての結成。

式では、山口南ロータリークラブから、立派な団旗や安全旗などが贈られたあと、団員となった児童たちが「交通事故0(ゼロ)」をめざして次の5つの実行目標を発表、お互いに安全を誓い合いました。

1、わたしたちは、道路の右はしを正しく歩き、道路へのとび出しはしません。

1、わたしたちは、道路や危険なところでは遊びません。

1、わたしたちは、道路や車の前後を横ぎるときは、必ず左右を確かめます。

1、わたしたちは、自転車についてのきまりを守り、安全な乗り方をします。

1、わたしたちは、きまりを守り、礼義正しい子どもになります。



新入学児童の交通安全

事故防止は  
家族ぐるみの話し合いから

しかし子どもの場合、新しい環境への適応力がなかなか伴いません。そのため、新入学児童が交通事故にあうことが心配されます。入学を前に、ご家庭でぜひ交通ルールやマナーについて、お子さんと具体的な話し合いをしてみたいかががでしょうか。気づきを記してみました。

新入学ももうすぐ。今年の本町の新入学児童の数は、阿知須小学校で八十九人、井関小学校で三十六人です。ごこの家庭でも希望に胸がふくらんでいると思います。しかし、忘れてはならないのが交通事故です。新しく小学校へ入る子どもたちは、通学しはじめるとともに、行動範囲はぐんと広がります。

交通安全  
事故防止

お母さん

気を付けてあげましょう

新学期を迎えて、まずお母さんに心がけていただきたい点をあげてみましょう。

早めに寝かせ、朝は登校時間に余裕を持たせて送り出すようにしましょう。

▼登校時間に余裕を持たせましょう。

▼明日の準備は寝る前にさせましょう。

入学当初の子どもは、新しい環境の中でいろいろなことに神経を使い、疲れています。睡眠不足で朝寝坊しないよう、夜は

忘れ物をしたため、途中であわてて取りに帰る道で、事故にあうケースが多いようです。夜寝る前に翌日の準備をさせ、忘



(みんなで仲よく登校、役場前の交差点で)

れ物がないかどうかを点検する習慣を、ふだんから身につけさせましょう。

▼出かける間際にしからないようにはしましょう。

しかられると、子どもはそのことで頭がいっぱい、周囲の状況が目に入らなくなり、思いがけない事故のもとになります。子どもが家を出る時は笑顔で「いってらっしゃい」と声をかけるようにしましょう。

▼通学路を歩くように徹底させましょう。

入学前に、子どもと通学路を歩き、横断歩道の正しい渡り方、信号の見方、標識の意味などを勉強し合ひましょう。

▼下校時は道草をさせないようにはしましょう。

下校時は、勉強が終わった解放感もあり道草しがちです。そんなとき交通事故が起きがちです。学校が終わったら、まっすぐ家に帰る習慣を着けさせましょう。

▼雨の日は身軽で明るい服装をさせましょう。

雨の日はドライバターの視界が悪くなり、黒やグレーなどの衣服では目立ちません。白や黄色などの明るい色を選びましょう。また、できるだけ物を持たせないように。持ち物が負担にならないうえ、周囲に対する注意力が散



漫になりがちです。

▼物陰で遊ばないように注意しましょう。

子どもは物陰で遊ぶのが大好きです。特に停車している車の陰で遊ばないように、よく言い聞かせてください。不意に飛び出すと大変危険です。

子どもは、大人や年上の子のまねをする傾向があります。正しい交通ルールを教えるためには、ふだんから母親が良いお手本となるよう心がけることです。それが、子どもを交通事故から守る大きな力となります。

ドライバーの方へ

子どもの行動特性を知り  
交通事故を防ごう

子どもを交通事故から守るには、ドライバー一人ひとりの注意と協力が何よりも必要です。まず、子どもの行動の特性を知ってください。子どもには次のような特性がありますから、運転中、子どもの姿を見かけたら十分ご注意ください。

▼住宅地や裏通りでは、子どもの飛び出しが多いので、スピードは控えめに、子どもの交通事故で一番多いのが、この「飛び出し」なのです。

▼通学児童がよく通る道では細心の注意を払い、通園バスなどのそばを通り抜けるときは、必ず徐行して安全確認を。

▼車を発進させたり、後退するときは、周囲に子どもがいないかどうか再確認を。

▼左折するときは、左側に自転車に乗った子どもや歩行者がいないか確認を。

解できません。



ご存知ですか

# クーリング・オフ

セールスマンから言葉たくみに商品をすすめられ、十分に考える余地もないまま契約をしてしまい、トラブルを生ずるケースが後を断ちません。県の消費生活センターへ持ち込まれる相談の中でもこの種の内容が多いようです。

こうしたトラブルから消費者を保護するため、特別に認められている制度がクーリング・オフです。

◎頭を冷やして冷静に考える期間「クーリング・オフ」

クーリング・オフとは、訪問販売などで売買契約の申し込みや契約が結ばれた日を含め、一定期間内であれば無条件で契約の解除ができる制度のこと。こ

\*クーリング・オフの期間\*

訪問販売・生命保険など	4日以内
マルチ商法	14日以内
(ネズミ講式商法)	
宅地建物取引	5日以内

れは、購入者が販売業者に契約を解除するなどの旨の書面を出すことによって、効力が発生します。

クーリング・オフの期間は右の表のとおりです。

たとえば、訪問販売の場合、契約の日を含めて四日以内であれば、このクーリング・オフ制度が適用でき、無条件で解約できます。

クーリング・オフの期間を経過すると、一般的には合意による解約となり契約の解除は難しくなります。また、販売業者がたとえ解約に応じて、損害賠償や違約金を支払わねばなりません。

ただし、次のような場合、クーリング・オフ期間を過ぎても売買契約を取り消すことができます。

▽契約者が未成年のとき  
▽販売業者が契約書面などを交付しなかったとき

▽契約書にクーリング・オフ制度のことが書かれていないとき

◎クーリング・オフを行うときの注意

クーリング・オフは、必ず書面で行わなければいけません。その際、内容証明郵便や配達証明郵便で出すと確実です。また、電報を使うのも一つの方法です。つまり、解約の通知がクーリング・オフ期間内に発信されたという証拠を残すことです。

ただし、次のような場合はクーリング・オフができません。

▽クーリング・オフ期間を経過した場合

▽乗用自動車の場合  
▽化粧品や健康食品などの消耗品で、一部を「使用」または「消費」するとクーリング・オフができなくなる旨を告げられているにもかかわらず、「使用」または「消費」した

場合

▽代金を全額払った場合  
現金購入の場合、迷いがあるときは値段の安い商品であっても即金買いをしないようにしましょう。

◆訪問販売のことで困ったら、なるべく早く山口市消費生活センター(山口市葵二丁目 電話山口②〇九九九)に連絡を



電話山口②〇九九九)に連絡を

## くらしと税金⑦

### 確定申告を間違えたとき

修正申告・更正の請求などができます

確定申告も終わり、ホッとして申告書を眺めていたら、計算間違いを発見!

このように、申告書を出したあとで、計算違いなど申告内容の間違いを見つけたときは、それを訂正することができます。

そこで、確定申告が間違っていたときの訂正の手続きなどについて紹介しましょう。

＜税額を少なく＞  
申告していたとき

申告した税額が少なかつたことを、申告後に気付いたときは、「修正申告」をしてください。

修正申告は、税務署から「更正(税務署の調査により、新たに納める税額が通知される)を受けるまでは、いつでもできます。しかし、なるべく早く申告するほうが有利です。

税務署の調査を受けた後で修正申告をしたり、更正を受けたらすると、新たに納める税額のほかに、その税額の5%の過少申告加算税がかかります。ただし、調査を受ける前に自主的に

修正申告した場合は、過少申告加算税はかかりません。修正申告によって納めることとなる税金は、申告書提出する日に納めることになっています。

＜税額を多く＞  
申告していたとき

申告した税額が多かつたことを、申告後に気付いたときは「更正の請求」をすることができます。

更正の請求ができる期間は、申告期限から一年間。ですから昭和五十七年分の更正の請求ができるのは、昭和五十九年の三月十五日までです。

更正の請求が出されると、税務署ではその内容を検討し、請求が正当な場合は、納め過ぎた税金が還付されます。

＜確定申告を＞  
忘れていたとき

確定申告をしなければならぬ人が申告を忘れていたときは、「期限後申告」をしてください。この期限後申告は税務署から「決定」(税務署の調査により、納め

る税額が通知される)を受けるまではいつでもできます。

しかし、なるべく早く申告するほうが有利です。それは、「修正申告」の場合と同様で、税務署の調査を受けた後で期限後申告をしたり、決定を受けたりすると、納める税額のほかに、その税額の10%の無申告加算税がかかるからです。ただし、調査を受ける前に申告をした場合は、無申告加算税は5%で済みます。

期限後申告によって納めることとなる税金は、期限後申告書提出する日に納めなければなりません。

◆  
修正申告や期限後申告、更正の請求をするための用紙は税務署に用意してあります。また、手続きなど分からない点がありましたら、町役場税務課(電話四一一一、有線二二二二)や山口税務署(電話山口②一三四〇)でご相談ください。

◆  
が受けられなくなりますので、申告用紙は県税事務所直轄第二係(山口市神田町六一十、電話山口②三一一一)にあります、

注意を。

無にかかわらず六十日以内に県税事務所申告しなければならぬことになっています。

特に、住宅控除などの軽減措置を受けようとする場合には、この期間内に申告しないと控除

土地や住宅、店舗などの不動産を取得したときは、登記の有

不動産を取得

したら申告を

不動産を取得





# おし らせ



## 狂犬病の予防接種

四月四、五、六日の  
三日間

来年度の狂犬病予防接種が、四月四、五、六日の三日間、町内十七か所で行われます。料金は予防注射料千六百円、登録料(登録の済んでいない犬)

二千五百円です。この期間に受けられない場合の個人注射料金は四千二百円(登録、注射)がかかります。

日程は次のとおり。  
四月四日(月) 時 分  
岩上 岩倉公民館前 9・00  
門松 旦公民館前 10・20  
河内 北方八幡宮前 11・20  
源河 観光ホテル前 13・10

## 転出・転入届を 忘れずに

三、四月は転勤などで引越しが多くなります。そのとき忘れおくとたいへんなのが、転出・

引野 引野公民館前 14・00  
仙在 中戸剛宅前 14・50  
四月五日(火)  
沖の原 沖の原公民館前 9・00  
赤迫 赤迫公民館前 10・00  
野口 農協野口支所前 11・00  
浜 木船公園前 13・10  
北祝 白井新宅前 14・40  
南祝 松本酒店前 15・30  
四月六日(水)  
小南 小古郷公民館前 9・00  
築地 漁業協同組合前 10・00  
繩北 繩北集積所前 11・20  
砂三 砂郷公民館前 13・10  
飛石 町役場車庫前 14・30

## 老人用居室の増改築 資金を貸付けます

申し込みは町社協まで  
県社会福祉協議会では、ことしも五月と九月の二回老人居室整備資金を貸付けます。

これは六十歳以上のお年寄り  
と同居し、または同居しようとする人が老人用の部屋を建て増したり、改築したりする際の建築資金を低利で貸付けるものです。  
一回目の申し込みは五月二十日(金)までです。  
貸付金額などは次のとおり。  
▽貸付金額 百三十万円  
▽貸付利率 年三パーセント  
▽据置期間 六か月以内  
▽償還方法 六年月賦  
▽申し込み先 町社会福祉協議会(電話四七〇〇有線四九〇九)を通じて県社協へ。

## 労働保険の更新 手続きの説明会

4月13日  
労働者を一人でも雇っている事業所は、業種に関係なく強制

日 時	場 所
4月13日(水) 午後1時半~	山口市市民館 山口市中央二丁目5-1
4月14日(木) 午後1時半~	山口県農協会館 吉敷郡小郡町長谷

## 県議会議員選挙

投票日は四月十日(日)

四月の統一地方選挙として、山口県議会議員選挙が行われます。県議会の定数五十三人のうち吉敷郡の定員は一人です。

午後五時まで、土曜日の午後、日曜日を問わず町役場で不在者投票ができます。印鑑を持参してください。

## ◎選挙運動の違反

投票日は四月十日(日)の予定  
選挙人名簿の縦覧期間  
三月二十九日~四月二日  
町役場町民相談室で縦覧できます。今年二十歳になった人や最近転入して来た人などは、自分が選挙人名簿に載っているかどうか確認しましょう。

## 不在者投票期間

三月二十九日~四月九日  
この期間中、午前八時半から

午後五時まで、土曜日の午後、日曜日を問わず町役場で不在者投票ができます。印鑑を持参してください。



無効となります。詳しいことは、町役場町民相談室(電話四二二一、有線二二一六)まで。

## 会 考 を あ す を 考 え る 演 講

とき 四月五日(火)より七時半から  
ところ 町公民館三階大講堂  
講師 安部一成先生

山口大学経済学部教授  
阿知須干拓地開発基本構想調査委員長  
阿知須町総合計画審議会長  
お誘い合せのうえ多数のご聴講をお待ちしています。

## 「二十一世紀の森」 がオープン

「山口県二十一世紀の森」が四月からオープンします。この施設は、県が青少年などの野外活動、研修および憩いの

場として県民のみならず利用していただくため、山口市天花から阿武郡旭村佐々並へ通じる県道山口旭線沿いに完成したものです。この「森」の中には、森林学習展示館、トリムコースやキャンプ場などもあります。

## 四月から午後五時まで 役場の閉庁時間

四月一日から役場の閉庁時間が三十分延長されます。したがって、役場の執務時間は、午前八時半から午後五時までです。

## ◆催しもの◆

31日 麻しん(佐藤医院) 開業(時間)  
4月4日~6日 畜犬登録、狂犬病予防注射  
5日 あすを考える講演会(午後七時半・町公民館)  
6日 ツベルクリン(後・時半)(会場の記入のないのは役場)